

新規就農等促進総合支援事業（拡充）

1．趣旨

今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力を確保するためには、農業の内外からチャレンジ精神をもった新規就農者を確保・育成していくことが必要である。

一方、フリーター213万人、ニート64万人にまで増加するなど若年者の雇用問題が深刻化する中で、若年者の雇用対策は政府一丸となって取り組むべき課題とされているが、農業はその受け皿としての機能の発揮が期待されているところである。

このため、若年者を就農に導く支援策を拡充するとともに、多様化する就農ルートごとの課題に対応し、就農希望者が円滑に就農できる体制を体系的に整備する。

2．事業の内容

（1）中央団体推進事業

【体験活動の推進】

子どもたちの体験活動の全国組織づくりに向けた国段階及び県段階の推進協議会の設置、全国組織参加団体の登録、活動体験発表会の開催、普及啓発資料等の作成、文部科学省と連携したモデル地区での体験学習の支援の実施。

【新規就農の促進】

全国新規就農相談センターにおける就農・就業相談及び無料職業紹介、紹介予定派遣の実施、就農関連情報の収集及びインターネット等を通じた情報提供、雇用研修マニュアルの作成、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催、農業法人における大学生・高校生等を対象としたインターンシップ事業、農業法人等におけるフリーター、ニート、他産業従事者を対象とした農業就業体験、先進経営体における実践的な職場内研修、農業技術能力評価制度等の実施。

（2）民間団体総合支援事業

【体験活動の推進】

小中学校における体験学習に関する調査研究、農業体験学習に役立つ情報のWebサイトでの提供、農業体験学習指導者の研修等の実施。また、民間の農業研修教育施設を活用した都市部の小中学生等に対する農業体験学習の機会の提供、小中学校の先生等を対象にした研修の実施、中学生向けの職業としての農業に対する興味を喚起するためのプログラム及び教材の開発等の実施。

【新規就農の促進】

I J Uターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者等に対する就農準備校における基礎から実践までの研修体制の整備、「農業e-ラーニング」システムの構築、新規就農の促進に関する調査研究。

3．事業実施主体

- （1）全国農業会議所、全国農業協同組合中央会
- （2）(社)全国農村青少年教育振興会、(財)農民教育協会、(財)農村更生協会、(社)日本国民高等学校協会、

4．事業実施期間 平成17年度～平成21年度

5．補助率 定額

6．平成18年度概算決定額 330,889(338,032)千円

【経営局 普及・女性課】